

2023年9月26日

各位

株式会社オウケイウェイヴ
代表取締役社長 杉浦 元
(コード番号: 3808 名証ネクスト)
問い合わせ先 経営管理担当執行役員 櫻井 英哉
電話番号 03-6823-4306

(開示事項の経過) 株主による議決権行使禁止等仮処分命令申立てに関する 抗告許可の申立てに係る抗告不許可決定に関するお知らせ

当社は、2023年9月22日付「(開示事項の経過) 株主による議決権行使禁止等仮処分命令申立ての却下に対する即時抗告の棄却決定に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、基準日後株主に対する議決権付与(以下、「本件議決権付与」という)に関し、当社株主より議決権行使禁止等仮処分命令申立て(以下、「本申立て」という)を受けておりましたが、東京地方裁判所は、本申立てを却下する旨の決定(以下、「本却下決定」という)を行っておりました。その後、当社株主より、本却下決定を不服として、即時抗告(以下、「本即時抗告」という)の申立てが行われましたが、東京高等裁判所において、本即時抗告を棄却する決定(以下「本棄却決定」といいます。)がなされておりました。その本棄却決定に対し、当社株主は、最高裁判所において本棄却決定を破棄した上更に相当な裁判を求めるため、抗告許可の申立てを(以下、「本件抗告」という)しておりましたが、東京高等裁判所より、抗告不許可決定(以下、「本抗告不許可決定」という)に係る決定書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本抗告不許可決定に至った経緯

2023年9月22日付「(開示事項の経過) 株主による議決権行使禁止等仮処分命令申立ての却下に対する即時抗告の棄却決定に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、本件議決権付与に関し、現経営陣の支配権の維持を目的としており、著しく不公正な方法により行われるものであると主張して、当社に対して本申立てをおこなっておりました。本申立てについては、2023年9月14日付「(開示事項の経過) 株主による議決権行使禁止等仮処分命令申立却下決定に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、東京地方裁判所は、会社法124条4項の趣旨に照らせば、基準日の制度が専ら会社の事務手続上の便宜を考慮して設けられたものであり、会社において事務手続上の煩雑さをいとわず、基準日後に株式を取得した者に議決権の行使を認めるならば、それを妨げないと解され、基準日後株主の議決権行使は同項に違反するものではないし、議決権付与に係る会社の裁量を逸脱したとして違法とされるものではないとしました。また、本件議決権付与が現経営陣の支配権維持を目的とするものであるとは認められず、基準日後の議決権付与による議決権行使がされても株主総会の決議の方法が著しく不公正になるものとはいえず、取締役による違法な職務執行行為にも当たらないとし、本申立てを却下する旨の決定を行いました。これに対し当社株主は、本却下決定を不服として、東京高等裁判所に対し2023年9月15日付で本即時抗告の申立てを行いました。当社株主は、本件議決権付与を、資金調達を定時株主総会前に行わなければなら

ないほど切迫した状況になく、他にも資金調達の方法はあったはずだとして、その目的を支配権維持目的であったと改めて主張し、また、支配権維持のために本件議決権付与を行うことは、会社法第124条第4項の濫用であり、議決権付与に係る会社に委ねられた裁量を逸脱して違法であると主張しておりました。本即時抗告に対し、東京高等裁判所は、(1) 当社の財務状況、事業上リスク等に鑑みれば、本件新株予約権の無償割当てにより、一定の資金調達がされる見込みがあったことを踏まえても、なお資金調達の必要性があったとし、(2) 会社法第124条第4項における基準日の制度は、株式会社の事務的・技術的な便宜のためであり、株主総会に基準日より近い時点での株主の意思を反映させようとするのは不当ではなく、第三者割当を引き受けた貸付債権者へ議決権付与に伴い、本件議決権付与を行うことは株主平等原則にかなっている、(3) 本件議決権付与のように、基準日後に新株予約権を行使して株式を取得した者に議決権を付与する場合には、その議決権を行使したものと、市場外取引により株式を取得したものを区別、把握できないことは、一般的に生じるものであり、そのような状況が起きるからといって、株主総会の決議の方法が著しく不公平なものとなるとはいえない、として東京地方裁判所の決定は相当であり、本即時抗告をいずれも棄却することを決定しました。しかしながら当社株主は、本棄却決定を不服とし、最高裁判所において本棄却決定を破棄した上更に相当な裁判を求めるため、抗告許可の申立てを行っていましたが、東京高等裁判所は、最高裁判所への抗告を許可しないとし、本抗告不許可決定の決定書を受領しました。

2. 本件抗告をした株主の概要

- | | |
|---------------|-------------------------------------|
| (1) 名称 | 公益財団法人こどもの未来創造基金 |
| (2) 住所 | 東京都渋谷区神南1丁目13-3 ARK神南2D |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表理事 佐藤悠大 |
| (4) 所有株式数 | 2,984,000 (持株比率8.20%) (2023年9月1日時点) |

3. 本抗告不許可決定を行った裁判所及び年月日

- (1) 本抗告不許可決定を行った裁判所
東京高等裁判所
- (2) 本抗告不許可決定があった年月日
2023年9月25日

4. 本抗告不許可決定の内容

- (1) 本件抗告を許可しない
- (2) 申立て費用は、申立人の負担とする

5. 今後の見通し

今回の本抗告不許可決定により、当社株主による最高裁判所への抗告は認められなくなりました。本抗告不許可決定につきましては、裁判所より公正かつ妥当な判断がなされたと考えております。当社は、今後も財務状態をできるだけ速やかに改善し、株主価値の維持・向上に努めてまいります。

以 上